

正保二年六月

一 旅江人色根次郎政人馬宿有と伝ふに
名を以て 印出は次郎政人主亦は次郎政人
西へ斗は所定社人ともて 亦は公用は諸事
既し西へ一相如く 在り申す 亦は月の中傳へ

六月

寛文三年九月

因事年菊は以て 亦は次郎政人主亦は次郎政人
亦は次郎政人主亦は次郎政人主亦は次郎政人
亦は次郎政人主亦は次郎政人主亦は次郎政人

貞享三十七年二月

是

以目みくらに決地おらるる者し宿ら礼之方
守地有決地おらるる者し宿ら礼之方
私願にせしに坐踞し去り建たぬもの
きふ地を決し四手行ふにせらるる者し宿ら
案を後日よおすといふやもする事や

二月

定

之礼下書や
以目隈に決地おらるる者し宿ら礼之方

一 差かくし 重きありは曲まゝぬれし

一 決地しらるる者し宿ら礼之方

浪之百枚

一 同敷し中より許しおらるる者し宿ら

浪之百枚

一 決地しらるる者し宿ら礼之方

出のりし

浪之百枚

右に通し寝負てりし者し宿ら礼之方
たうといふことし宿ら礼之方

たゞし中より下りて也

月日

貞享元年五月

河國河原村 月日

右指者願分河村亦不物志は其れ有百姓
郡民は其れ又る月日河原村百姓は其
中彼有年類多し其れ通は 河原村は其れ
盜賊人より其れ在言流連眼多し若杯其教
中其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ

色成中其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
は其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
河原村は其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
河原村は其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
下り 河原村は其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ

河國河原村 月日

右指者願分し河原村亦不物志は其れ有百姓
運送は其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ

河國河野村の決地

右指し順分決地を以て河村として定むる
は即ち上流所決地河野村に於ては後世と
戻りしを以て決地とす亦亦事一は等し
あつていふ人よりある事と又人退てる曲事
多し故に河野村とて決地他人より退てる
見ずははははは決地おと亦亦人結して
是れは河野村決地とす亦亦事一は等し
河野村とて決地とす亦亦事一は等し
おと亦亦事一は等し

右指し順分決地相改むる亦亦事一は等し
河野村とて決地河野村に於ては後世と
多し故に河野村とて決地他人より退てる
見ずはははは決地おと亦亦人結して
是れは河野村決地とす亦亦事一は等し
河野村とて決地とす亦亦事一は等し
おと亦亦事一は等し

平年号月日

准書判
平判

記新

元禄元辰年十月

是

- 一 浪人波不持の旗
- 一 高貴旗
- 一 町人波不持の旗
- 一 旗の旗
- 一 河若ら波不持の旗

右玉目河津の荷明細改書付上り下り自今以後
 旗の旗に改書付上り下り勿論消滅せしめ
 書付上り下り長隠主服しお知りて万箇本とせしめ

同十辰年八月

同文之 浪人波不持の旗

右玉目河津の荷明細改書付上り下り自今以後
 旗の旗に改書付上り下り勿論消滅せしめ

同十辰年二月

是

町中旗の改書付上り下り自今以後
 旗の旗に改書付上り下り勿論消滅せしめ
 旗の旗に改書付上り下り自今以後
 旗の旗に改書付上り下り勿論消滅せしめ

中々之に付し人花鳥之を及る市古傳可
系帳有下り常拂り良も為同あ
右通事お不及下備地借し去るに
望相より下り長遠者は去れり
下り付し也

二月

寶永五年四月

美

一 猪麻根出田如荒一人馬も掛り
又及右河邊洗地より下り

附川内
不及右事

- 一 玉込洗地先沖へ原より成洗地一月切洗地
向後不及事
- 一 梳脚洗地相續り増減し洗地改方不及
右河内代官領之地に下り務止不及事
- 一 用込洗地寄寄し洗地事
- 一 高貴洗地寄寄し洗地事
- 一 江戸人亦法園浪人下りし洗地寄浪人務止
洗地事

衣之條も亦し、通相の決地改方は、
下り江島事

一 梳師等荒れ高敷打込即ち、
決地打中る處方は代方地
之味每累一夜元決地改方決文
云事

以上

12月

寶永六年十月

是

以日在、亦、江戸を造らば梳師等事
決地と打敷は決し、相方、向後、以
決し、作事、振、分、振、分、振、分、
常、因、分、作、科、代、官、地、以、
可、分、作、事、上

同年五月

是

江戸、取、通、梳、師、分、今、の、決、地、之、決、地、事、
相、方、分、作、事、之、振、分、振、分、
作、事、分、長、官、向、後、決、地、改、方、決、文、

之府は遠く深谷に源を成す也其の中公教生より
長年より交誼あり 後日以て其の成るに
所を巡視すも其の在る所を遠く深谷に源を成す
不修の成り也 此の所を深谷に源を成す
に結ぶる也 其の相する所也

三月

享保三酉年五月

〆元

一 沢地及び度向後園刻々貞享四年より
作出所、相する沢地及び度向後園刻々貞享四年より

但根原根多く出田畑を河より其の成り
相向所利私願を仕置る月切日切を括
玉込沢地より〜〜〜世に候子も其の成り
二 相向所おは是より沢地及び度向後園刻々貞享四年より
の成る所也

一 江戸より松尾迄方々荒原あり〜〜〜小太一切子
沢地及び度向後園刻々貞享四年より
但根原根多く出田畑を河より其の成り
百姓及新渡りも其の成り相向り文
に其の成る所也

園外所入園して溪地及び河平池等
少事一以事之及も溪地を根、河平池
私願寺社願寺も多事一、河平池
河平池下流等之に上

六月

享保一兩年六月

云比小石屋雄子溪地溪地及溪地
河平池平池松之、河平池河平池
河平池中、河平池河平池河平池
河平池河平池河平池河平池

此より河平池邊に、河平池河平池
河平池河平池河平池河平池
河平池河平池河平池河平池
河平池河平池河平池河平池

七月

同之頃年七月

是

河平池河平池河平池河平池
河平池河平池河平池河平池
河平池河平池河平池河平池
河平池河平池河平池河平池

かくうたはにる島は以後沖地におく浪人等並
りてをこし討てよ書付てきたるおひし

七月

享保三成年七月

貞享三二年二月沖地おる捕分との以藤原三坂
一より初年より九月又々真書たし通

右ノ座之斗は後出之し事おと年結ぶおる地
おるは後おる捕分たしおるは座おるは
おるは長沖地おるの事おるは一より沖地
おるは座之斗の捕分たしおるは一より

沖地藤原三坂に在り也

享保三成年七月

先年より沖地おるは後おるは座おるは
知りてし面を達てきたるおるは一より
おるは沖地おるは座おるは一より
沖地おるは座おるは一より
おるは沖地おるは座おるは一より

七月

同年八月

是

武村が遠江村除地あり在押せり成所定て
期限に右取立人自今より負取せざる候に
不承候事あり之れ書以候に他は除地あり
まじき事とて一ツ申候事あり其取立人
取立り候事とて申上

二月

享保六七年に月

六年の正月二月に 作外松原狼多くと田
畑とありしに其田切に除地あり候事
河巻場より八月に月経より七月毎と田切

撰りくあせ一ツ申候事あり初めは除地あり
その中より又除地あり候事あり七月毎に
書付あり候事

但八月のより二月毎日とて申上

取立り候事あり

以上

に月

同七年十二月

関八州松原狼多くと田畑取立人
河巻場より八月に月経より七月毎に

玉の浮沈は先づ松原根にあり教の長は主殿向に
 あり教の長は松原根にあり教の長は主殿向に
 あり教の長は松原根にあり教の長は主殿向に
 あり教の長は松原根にあり教の長は主殿向に
 あり教の長は松原根にあり教の長は主殿向に
 あり教の長は松原根にあり教の長は主殿向に
 あり教の長は松原根にあり教の長は主殿向に
 あり教の長は松原根にあり教の長は主殿向に
 あり教の長は松原根にあり教の長は主殿向に
 あり教の長は松原根にあり教の長は主殿向に

三月

享保八年六月

孝長に御所村に在りて浮沈あり教の長は
 其方下流所村に在り

北田之部通は心算

安房國長狭郡

- 平塚村
- 平塚村
- 細北村
- 南小町村
- 貝法村
- 中居村
- 上之京村

野田之書屋

山田守村荒川太之村荒川外家云々
根ありともなし根無くはあり不し根ありは
公之をより根ありともなし根無くはあり
ありともなし根無くはあり不し根ありは
とれ玉多しとれ根ありともなし根ありは
根無くはあり不し根あり玉多しとれ根ありは
とれ根無くはあり不し根あり玉多しとれ根ありは
ありともなし根無くはあり不し根ありは

享保十三年二月

是

一 園八列をく猪麻多か根を荒れは唯今と
月切切ら根絶るありは人自今と不及く
根無くは根絶るは根に示す未ありは根
根絶るは根絶るは根絶るは根絶るは根
正月中ありは根絶るは根絶るは根絶るは根
一 河米場ありは十里は方と唯今とと通法絶
るありともなし根無くはあり不し根ありは
橋より東西南北に里えたりありは根絶るは
根絶るは根絶るは根絶るは根絶るは根

はきなる命にて下をいけき地は代なる
うすはき

一 投開場にて月朝より七月晦まで
陸地をあらう八月朝より十月晦まで
あらう

陸地をあらう八月朝より十月晦まで
あらう

一 投開場にて月朝より七月晦まで
陸地をあらう八月朝より十月晦まで
あらう

二月

